

決議案第 3 号

介護保険制度改正に関する意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年6月26日提出

天理市議会議員	鳥	山	淳	一
〃	市	本	貴	志
〃	鈴	木		洋
〃	寺	井	正	則
〃	神	田	和	彦
〃	山	田	哲	生

介護保険制度改正に関する意見書

在宅でも施設でも、介護のある暮らしに不可欠である介護保険制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって被保険者の負担や自治体の財政負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引き上げを含めた検討が必要と考える。

こうした中、昨年、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度第9期の法改正に向けた審議が行われ、同部会の答申である「介護保険制度の見直しに関する意見」が公表された。この「意見」には、検討すべき様々な課題が提示されたが、重要な課題である「給付と負担」というテーマについては「見直し」を検討する項目と、それらの今後の取扱いが示されており、今後の検討次第では、被保険者や介護サービス利用者の負担増や給付の抑制に繋がることも予測される。

コロナ禍の影響が続き生活が不安定な中、介護保険財政の担い手でもある40歳以上の勤労者層の多くが収入増を見込めず、高齢者の多くが年金のみの収入で生活している。介護保険利用の負担増は利用者にとって過重なものになることは明らかであり、特に要介護1、2の利用者には認知症の人が多く、認知症の専門的介護を保障できる事業所等の整備が不十分である現状での地域支援事業への移行は、利用者の状態悪化と介護家族等の負担増が想定される。

介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳ある生活の実現と重度化の防止のためには、適切な介護保険サービスの利用を促進する必要があるため、ケアマネジメントは全額給付されている。制度もより複雑化しており、専門的なケアマネジメントの恩恵を誰もが平等に享受できるよう全額給付を継続すべきである。

また、介護老人保健施設や介護医療院等は、医療提供や在宅復帰支援の機能を有しており、ついのすみかとされる介護老人福祉施設とは異なる役割を継続的に担えるよう多床室の室料を徴収すべきではない。

以上の観点から、下記のように要望する。

記

1. 「1号保険料負担の在り方」については、拙速に結論を出すべきではなく、保険者である市区町村の意向と被保険者への影響を十分に配慮し、国庫負担割合の引き上げを含めた検討をすること。
2. 様々な経済状況等に鑑み、介護保険サービス利用料については、負担増を行わず、原則1割負担を維持すること。
3. 「補足給付の在り方」については、受給者の実態を正確に把握し、生活の保障をめざす「在り方」を検討すること。
4. 様々な経済状況を鑑み、引きつづき低所得者への負担軽減を継続し、介護老人保健施設や介護医療院の多床室室料は新設しないこと。
5. サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。
6. 地域支援事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は行わないこと。
7. 「被保険者範囲・受給者範囲」の検討にあたっては、改めて「介護の社会化」についての社会的合意形成を図り、世代間の軋轢や保険制度への不信を招かない取組と国庫負担割合の引き上げを含めた検討をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

天 理 市 議 会